

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

### 香川県選挙管理委員会規則第1号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(写真の掲載)</p> <p>第37条 略</p> <p>(掲載文の申請)</p> <p>第38条 候補者が法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第18号様式の申請書に県委員会の交付する別記第18号様式の2の用紙（以下「掲載文原稿用紙」という。）1枚に記載した掲載文1通又は掲載文原稿用紙に準ずるものとして県委員会が定めるところによる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録した掲載文1点を添えてしなければならない。</p> <p><u>2 知事又は県の議会の議員の候補者が法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をするときは、その掲載文に写真を添付するものとする。</u></p> <p><u>3 法第168条第1項又は前項の規定により、候補者が掲載文に添付する写真は、次の各号に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 掲載文原稿用紙による掲載文に添付するもの 上半身を撮影した手札型であって、その裏面に党派及び氏名を記載したもの2枚</u></p> <p><u>(2) 第1項の電磁的記録による掲載文に添付するもの 前号に準ずるものとして県委員会が定めるところによる電磁的記録</u></p>	<p>(写真の掲載)</p> <p>第37条 略</p> <p><u>2 知事又は県の議会の議員の候補者が法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をするときは、その掲載文に写真を添付しなければならない。</u></p> <p>(掲載文の申請)</p> <p>第38条 候補者が法第168条第1項又は選挙公報条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第18号様式の申請書に県委員会の交付する別記第18号様式の2の用紙（以下「掲載文原稿用紙」という。）1枚に記載した掲載文1通を添えてしなければならない。<u>この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、上半身を撮影した手札型2枚とし、その裏面に党派及び氏名を記載しなければならない。</u></p>

(掲載文の記載等)

第39条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

2 掲載文には、写真を使用してはならない。

3 略

4 略

5 前2項の規定は前条第1項の電磁的記録による掲載文について準用する。

この場合において、前2項中「記載」とあるのは「記録」と、第3項中「掲載文原稿用紙の氏名欄」とあるのは「氏名を記録すべきものとして県委員会が指定する箇所」と、前項中「掲載文原稿用紙の政見等の記載欄」とあるのは「政見等を記録すべきものとして県委員会が指定する箇所」と読み替えるものとする。

(掲載文の訂正)

第39条の2 県委員会は、前2条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき、又は掲載文の文字等が著しく小さい場合その他当該掲載文を印刷した場合において、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該文字等の記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 略

(印刷の体裁)

第40条 略

(掲載文の撤回又は修正)

第40条の2 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えてその旨を、それぞれ別記第19号様式により、県委員会に申請しなければならない。

2 略

(掲載文の記載等)

第39条 掲載文は、活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色の色素により明りように記載しなければならない。

2 略

3 略

4 掲載文には、写真を使用してはならない。

(掲載文の訂正)

第39条の2 県委員会は、前2条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき、又は掲載文の文字等が著しく小さい場合その他次条の規定により印刷した場合において、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該文字等の記載の訂正を求めることができる。

2 略

(印刷の方法及び体裁)

第40条 選挙公報は、第38条の規定により候補者から提出された掲載文（これに添付された写真を含む。第43条において同じ。）を写真製版により印刷して作成するものとする。ただし、特別の事情のある場合は、掲載文を活字製版により印刷することができる。

2 略

(掲載文の撤回又は修正)

第40条の2 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは新たに記載しなおした掲載文を添えてその旨を、それぞれ別記第19号様式により、県委員会に申請しなければならない。

2 略

(掲載順序のくじ)

第41条 法第169条第6項又は選挙公報条例第4条第2項の規定により掲載文掲載の順序を定めるくじは、県委員会の指定した日時に県委員会の事務局において、これを行う。

2・3 略

第18号様式 (第38条関係)

(選挙公報掲載申請書)

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項の規定により香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項

り選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

選挙別  
選挙区  
候補者 氏名 ㊦

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

1 掲載文 別添のとおり

2 写真 別添のとおり

3 連絡場所 電話番号 ( ) —

(掲載順序のくじ)

第41条 法第169条第5項又は選挙公報条例第4条第2項の規定により掲載文掲載の順序を定めるくじは、県委員会の指定した日時に県委員会の事務局において、これを行う。

2・3 略

第18号様式 (第38条関係)

(選挙公報掲載申請書)

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項の規定により香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項

り選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

選挙別  
選挙区  
候補者 氏名 ㊦

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

1 掲載文 別紙のとおり

2 写真 別添 (2枚)

3 連絡場所 電話番号 ( ) —

第19号様式（第40条の2関係）

（選挙公報掲載文修正（撤回）申請書）

選挙公報掲載文修正（撤回）申請書

年 月 日申請の選挙公報の掲載文を次のとおり修正（撤回）したいので申請します。

年 月 日

候補者 氏 名 ⑩

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記（修正の場合のみ）

1 修正文 別添のとおり

第19号様式（第40条の2関係）

（選挙公報掲載文修正（撤回）申請書）

選挙公報掲載文修正（撤回）申請書

年 月 日申請の選挙公報の掲載文を次のとおり修正（撤回）したいので申請します。

年 月 日

候補者 氏 名 ⑩

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記（修正の場合のみ）

1 修正文 別紙のとおり

附 則

この規則は、公布の日から施行する。